

国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 人事</p> <p>第7節 解雇、降任</p> <p>(解雇)</p> <p>第18条 特定有期雇用職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を解雇する。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 人事</p> <p>第7節 解雇、降任</p> <p>(解雇)</p> <p>第18条 特定有期雇用職員が禁錮以上の刑に処せられた場合は、学長は当該職員を解雇する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2～4 (略)</p>	

附 則(令和2年3月23日規則第7号)

この規則は、令和2年3月23日から施行する。